

## 行政区域の歴史と大分県

### 九州

「九州」の起源は、古代日本の律令制における広域行政区画である「五畿七道」にさかのぼります。

朝廷の支配が及ぶ全国を、都周辺を畿内五国、それ以外の地域を七道に区分し、九州は七道のうち西海道にあたります。西海道以外では道単位での行政機関は常置されませんでした。西海道は大陸との外交・防衛上の重要性から太宰府が置かれ諸国を統括しました。西海道は多少の変遷はありましたが、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩の9国の時代が長く続き、これが「九州」の由来とされています。

### 豊の国

現在の県は大分県は豊後と豊前の一部で構成されていますが、7世紀末に豊前・豊後に分割される前の豊国の由来について「豊後国風土記」は次のように伝えています。

景行天皇の時代、菟名手という人物に国を治めさせていたところ、仲津郡中臣村に白鳥がおり、白鳥はやがて餅になり、さらに数千株の芋草（さといも）となりました。芋は冬にも枯れず、菟名手がこれを天皇に献上したところ、天皇も喜び「天の瑞物、土の豊草なり、今汝が治むる国は豊国というべし」と勅し、これが「豊の国」の由来とされています。

### 大分

大分という地名が最初にみられるのは、やはり景行天皇の九州巡幸説話を記した「豊後国風土記」「日本書紀」であります。天皇はこの地を国見し、地形の広大でうるわしいのに感嘆して「広大なる哉この郡は、よろしく碩田国と名づくべし」と言ったと伝えられています。

## ・ 都道府県の沿革

都道府県の歴史は、1871年（明治4年）の廃藩置県による府県の設置までさかのぼることができ、政府は藩を廃止し、全国を3府302県としました。同年12月には、従来の藩を県に改称しただけではあまりに数が多く、細分化し過ぎているとの理由により、県の最低基準を10万石とし、3府（東京、大阪、京都）72県としました。

さらに、1876年（明治9年）には、3府35県とされましたが、その後、各地で独立する動きが活発になり、高知県から徳島県が分離したのをはじめ、鳥取県や富山県、佐賀県などが分離して誕生しました。そして、1888年（明治21年）に愛媛県から香川県が分離し、現在に至る府県の区域や名称がほぼ確立されました。

その後、戦時中の1943年（昭和18年）に東京府・東京市・区を廃止し、東京都が設置され、現在の47都道府県体制となり、戦後の日本国憲法の下においても、その枠組には変化はありませんでした。

このように、都道府県は、市町村が過去大規模な合併を経て再編・統合されているのとは対照的に、約120年間にわたり基本的にその姿を変えることなく、今日に至っています。

なお、大分県は1871年（明治4年）8月の廃藩置県の後、同年12月に、豊後国一円を領域として成立しております。また、豊前国一円は小倉県となっていましたが、1876年（明治9年）には福岡県に合併し、そのうち宇佐・下毛両郡が大分県に編入され、現在の大分県域が確定しました。

## ・ 地方制度における都道府県の位置づけ

戦前、都道府県は、地方自治体というよりも国家統治の一機構としての色彩が強いものでした。具体的には、知事は地方団体の執行機関であると同時に、国の地方行政官庁であり、その身分は、国より任命される官吏（官選知事）となっておりました。

戦後の日本国憲法下における地方自治制度のもとにおいて、都道府県は、市町村と並ぶ普通地方公共団体とされ、国から独立して自己の事務を処理する権能が認められるとともに、知事は直接公選とされ、その職員も地方官吏から地方公務員となりました。

しかしながら、一方で戦前の行政システムが継承されたものも少なくなく、その中でも、知事を国の行政機関とみなして国の事務を処理させる機関委任事務制度は、その象徴的なものであり、都道府県の事務の7～8割が機関委任事務でした。このように、戦後になっても、国の機関としての性格を色濃く残し、完全な地方自治体とはいえない状況が長らく続きました。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度は廃止され、都道府県はようやく制度上、国と「対等・協力」の関係と位置付けられることとなりましたが、地方制度上の未解決の多くの課題が残存しています。

